議第38号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例(平成12年呉市条例第3号)の一部を次のように改正する。 別表第6の2(備考の部分を除く。)中「適合証」の次に「又は住宅性能評価書」 を加え,同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「適合証」とは、低炭素建築物新築等計画(認定を受けた当該計画を変更 しようとする場合においては、変更後の低炭素建築物新築等計画)について 技術審査機関(低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする建築物が、 住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は建築物の エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15 条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建 築物エネルギー消費性能判定機関」という。)とし、住宅以外の用途が混在 する建築物の場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とす る。)が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを 示す書類をいう。
- 2 「住宅性能評価書」とは、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評 価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別 表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているこ とを示すものに限る。) の写しをいう。

別表第6の3を次のように改める。

別表第6の3 (第2条関係)

建築物省エネ法関係 手数料を徴収する

事務

1	建築物のエネ
	ルギー消費性能
	の向上に関する
	法律(平成27
	年法律第53
	号。以下この表
	において「法」
	という。) 第1
	2条第1項又は
	第13条第2項
	の規定による建
	笠 脚 テ ウュギ

手数料の額

特定建築行為(法第11条第)ア 工場等 1項に規定する特定建築行為 をいう。以下この表において同 じ。)をしようとする建築物の 工場, 危険物の貯蔵又は処理に 供するもの,水産の増殖場若し くは養殖場,倉庫,卸売市場, 火葬場又はと畜場, 汚物処理 場,ごみ焼却場その他の処理施 設,冷蔵冷凍倉庫,定温倉庫, データセンタの用途に供する 築物エネルギー 部分(以下この表において「エ 消費性能適合性| 場等部分」という。)の床面積|

27,000 円 部分の床(建築物エネ 面積の合ルギー消費性 計が30能基準等を定 0 平方メめる省令(平 ートル未成28年経済 満のもの 産業省令・国 |土 交 通 省 令 第 1号。以下「基 準省令」とい う。) 第1条 第1項第1号 ロの基準(以

判定	の合計のアから対域区分に応じ当該区分に応じ当該区分に応じ当該区分に応じ当該区分に場等のの正式のののののののののののののののののののののののののののののののののの	イ 音 面

下「モデル建 築物消費性能 基準」とい う。) に適合 している場合 にあっては 2 2,000円) 工場等 50,000円 部分の床(モデル建築 面積の合物消費性能基 計 が 3 0 準に適合して 0 平方メいる場合にあ ートル以っては 44,000 上2,00円) 0 平方メ ートル未 満のもの 工場等 120,000円 部分の床(モデル建築 面積の合物消費性能基 計が2,0準に適合して 0 0 平方いる場合にあ メートルっては 112,00 以上5,00円) 0 0 平方 メートル 未満のも エ 工場等 177,000円 部分の床(モデル建築

面積の合物消費性能基 計が5,0準に適合して 0 0 平方いる場合にあ メートルっては 169,00 以上10,0円) 0 0 0 平 方メート ル未満の

 \mathcal{O}

もの

オー工場等 219,000 円

部分の床(モデル建築 面積の合物消費性能基 計が10,準に適合して 0 0 0 平いる場合にあ 方 メートっては 210,00 ル以上 20円) 5, 000 平方メー トル 未満 のもの カ 工場等 271,000 円 部分の床(モデル建築 面積の合物消費性能基 計が25,準に適合して 0 0 0 平いる場合にあ 方 メートっては 260,00 ル以上の0円) もの キ 工場等 268,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が 3 0 0 いる場合にあ 平方メーっては 102,00 トル未満0円) のもの ク 工場等 433,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が 3 0 0 いる場合にあ 平 方 メ 一っては 172,00 トル以上0円) 2,000 平方メー トル未満 のもの ケ 工場等 619,000 円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基

積の合計準に適合して が2,00いる場合にあ 0 平方メっては 278,00 ートル以0円) 上5,00 0 平方メ ートル未 満のもの コ 工場等 762,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が5,00いる場合にあ 0 平方メっては 363,00 ートル以0円) 上10,0 0 0 平方 メートル 未満のも \mathcal{O} サ 工場等 901,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が10,0いる場合にあ 0 0 平方っては 437,00 メートル0円) 以上25, 0 0 0 平 方メート ル未満の もの シ 工場等 1,028,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が25,0いる場合にあ 0 0 平方っては 512,00 メートル0円) 以上のも

	\mathcal{O}
2 法第12条第	建築物エネルギー消費性能ア 工場等 14,000円
2項又は第13	確保計画を変更して特定建築 部分の床 (モデル建築
条第3項の規定	行為をしようとする建築物の 面積の合物消費性能基
による変更した	工場等部分の床面積の合計の 計が30準に適合して
建築物エネルギ	アからカまでに掲げる区分に 0平方メいる場合にあ
一消費性能確保	応じ当該区分に定める額に,当 ートル未っては 11,000
計画に係る建築	該建築物の工場等以外の部分 満のもの 円)
物エネルギー消	の床面積の合計のキからシま イ 工場等 25,000円
費性能適合性判	でに掲げる区分に応じ当該区 部分の床 (モデル建築
定	分に定める額を、それぞれ合算 面積の合物消費性能基
	した額 計が30準に適合して
	0 平方メいる場合にあ
	ートル以っては 22,000
	上2,00円)
	0 平 方 メ
	ートル未
	満のもの
	ウ 工場等 60,000円
	部分の床(モデル建築
	面積の合物消費性能基
	計が2,0準に適合して
	00平方いる場合にあ
	メートルっては 56,000
	以上5,0円)
	00平方
	メートル
	未満のも
	\mathcal{O}
	エ 工場等 89,000円
	部分の床(モデル建築
	面積の合物消費性能基
	計が5,0 準に適合して
	00平方いる場合にあ
	メートルっては 85,000
	以上10, 円)
	0 0 0 平
	方メート
	ル未満の
	₹ <i>O</i>
	, 1

工場等 110,000 円 部分の床(モデル建築 面積の合物消費性能基 計が10,準に適合して 0 0 0 平いる場合にあ 方メートっては 105,00 ル以上20円) 5,000 平方メー トル 未満 のもの カ 工場等 136,000円 部分の床(モデル建築 面積の合物消費性能基 計が25,準に適合して 000平いる場合にあ 方 メートっては 130,00 ル以上の0円) もの キ 工場等 134,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が 3 0 0 いる場合にあ 平方メーっては 51,000 トル未満円) のもの ク 工場等 217,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が 3 0 0 いる場合にあ 平方メーっては86,000 トル以上円) 2, 000 平方メー トル 未満 のもの ケ 工場等 310,000円 以外の部(モデル建築

分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が2,00いる場合にあ 0 平方メっては 139,00 ートル以0円) 上5,00 0 平方メ ートル未 満のもの コ 工場等 381,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が5,00いる場合にあ 0 平方メっては 182,00 ートル以0円) 上10,0 0 0 平方 メートル 未満のも サ 工場等 451,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が10,0いる場合にあ 0 0 平方っては 219,00 メートル0円) 以上25, 0 0 0 平 方メート ル未満の もの シエ場等 514,000 円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が25,0いる場合にあ 0 0 平方っては 256,00 メートル0円)

	以上のも
3 法第29条第	
1項の規定によ	能向上計画により新築又はの合計が(誘導基準適
る建築物エネル	増築、改築、修繕若しくは模 200平合図書の提出
ギー消費性能向	様替若しくは空気調和設備 方メートがある場合は
上計画の認定の	等の設置若しくは改修(以下 ル 未 満 の 5,000 円)
申請に対する審	この項において「新築等」としもの
查	いう。)をしようとする建築イ 床面積 45,000円
	物が一戸建ての住宅(住宅の の合計が (誘導基準適
	用途以外の用途に供する部 2 0 0 平合図書の提出
	分を有しないものに限る。以 方 メートがある場合は
	下この表において同じ。)の ル以上の5,000円)
	場合にあっては、当該建築物もの
	の床面積の合計のア及びイ
	に掲げる区分に応じ当該区
	分に定める額
	(2) 建築物エネルギー消費性ア 住戸の 81,000円
	能向上計画により新築等を 床面積の (誘導基準適
	しようとする建築物が前号 合計が3合図書の提出
	に掲げる建築物以外の場合 00平方がある場合は
	にあっては,当該建築物に係 メートル11,000円)
	る認定を受けようとする住 未満のも
	戸の床面積の合計のアから の
	エまでに掲げる区分に応じイ 住戸の 136,000円
	当該区分に定める額。ただ 床面積の (誘導基準適
	し、第4号に掲げる建築物に 合計が3合図書の提出
	関する認定を併せて受けよ 00平方がある場合は
	うとする場合は、手数料を免 メートル23,000円)
	除する。 以上2,0
	0 0 平 方
	メートル
	未満のも
	σ
	ウ 住戸の 233,000円
	床面積の(誘導基準適
	合計が2, 合図書の提出
	000平がある場合は
	方 メ ー ト 53,000 円)
	ル以上5,

(3) 建築物エネルギー消費性	000平 方メート ル未満の もの 工 住戸の 334,000円 床面積の 合計が5, 合図書の提出 がある場合は がある場合は がよい ル以上の もの 非住宅 270,000円
(3) 年報 (4) 年報 (5) 年報 (5) 年報 (5) 年報 (5) 年報 (5) 年期 (6) 年期 (6) 年期 (6) 年期 (7) 年期 (適出は基0イ号準い導書場以お宅デ導し」に適出は基0イ号準い導書場の「物築にるうが11,000令1のの11,000令1を合うが11、2000では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個
	あっては 103, 000円) イ 非住宅 437,000円 部分の床 (誘導基準適 面積の合合図書の提出 計が30がある場合は 0平方メ31,000円,非 ートル以住宅建築物の

上2,00 モデル建築物 0 平方メ誘導基準に適 ートル未合している場 満のもの 合にあっては 173,000円)

- カ 非住宅 1,037,000円 部分の床 (誘導基準適

	面積の合合図書の提出
	計が25, がある場合は
	0 0 0 平238,000円,非
	方メート住宅建築物の
	ル以上のモデル建築物
	もの誘導基準に適
	合している場
	合にあっては
	517,000円)
 (4) 建築物エネルギー消費性	
能向上計画により新築等を	
しようとする建築物が第1	
号に掲げる建築物以外の場	
住宅部分の床面積の合計の	未満のも
アからエまでに掲げる区分	の
に応じ、当該区分に定める額	
に応じ、当該因がに足める領 を、当該建築物の非住宅部分	
の床面積の合計のオからコ	() () () ()
までに掲げる区分に応じ当	合計が3合図書の提出
該区分に定める額を,それぞ	メートル23,000円)
れ合算した額 	以上2,0
	00平方
	メートル
	未満のも
	<i>(</i>)
	ウ 住戸の 233,000円
	床面積の(誘導基準適
	合計が2,合図書の提出
	000平がある場合は
	方メート53,000円)
	ル以上5,
	0 0 0 平
	方メート
	ル未満の
	もの
	エ 住戸の 334,000円
	床面積の(誘導基準適
	合計が5, 合図書の提出 0 0 0 平がある場合は

方メート 95,000円) ル以上の もの

オ 非住宅 270,000 円 部分の床 (誘導基準適 面積の合合図書の提出 計が30がある場合は 0 平方メ|11,000円,基 ートル未準省令第10 満のもの条第1号イ (2)及び同号 ロ(2)の基準 に適合してい る場合又は第 1条第1項第 1号ロ及び第 10条第1号 イ(2)の基準 に適合してい る場合(誘導 基準適合図書 を提出する場 合を除く。以 下この表にお いて「モデル 建築物誘導基 準に適合して いる場合」と いう。)にあ っては 103,00 0円)

カ 非住宅 437,000円 部分の床 (誘導基準適 合図書の提出 合図書の場合は 31,000円, ボ カ メ ガ ル 建築 適合 ロ ト ル よ で よ で よ で よ で よ で よ で よ で は 17

満のもの 3,000円)

コ 非住宅 1,037,000円 部分の床 (誘導基準適 面積の合図書の提出 計が25,がある場合は 000平238,000円,モ 方メートデル建築物誘

	ル以上の導基準に適合ものしている場合
	にあっては 51
	7,000円)
4 法第31条第	(1) 建築物エネルギー消費性ア 床面積 20,000円
1項の規定によ	能向上計画を変更しようと の合計が (誘導基準適
る建築物エネル	する建築物が一戸建ての住 200平合図書の提出
ギー消費性能向	宅の場合にあっては、当該建 方メートがある場合は
上計画の変更の	築物の床面積の合計のア及 ル 未 満 の 3,000円)
認定の申請に対	びイに掲げる区分に応じ当 もの
する審査	該区分に定める額 イ 床面積 23,000円
	の合計が(誘導基準適
	2 0 0 平合図書の提出
	カメートがある場合は
	ル以上の3,000円)
	<i>€</i> Ø
	(2) 建築物エネルギー消費性ア 住戸の 41,000円
	能向上計画を変更しようと 床面積の (誘導基準適
	する建築物が前号に掲げる 合計が3合図書の提出
	場合以外の住宅の場合にあ 00平方がある場合は
	っては、当該建築物の床面積 メートル6,000円)
	の合計のアからエまでに掲 未満のも
	げる区分に応じ当該区分に の なる 200 円 なる 250 円 ではる 250 円 では
	定める額。ただし、第4号にイ 住戸の 68,000円 # ボス建築 # ス 思 京 - 本 - 本 - 本 - 本 - 本 - 本 - 本 - 本 - 本 -
	掲げる建築物に関する認定 床面積の (誘導基準適
	を併せて受けようとする場 合計 が 3 合図書の提出 合は, 手数料を免除する。 0 0 平 方がある場合は
	メートル12,000円)
	以上2,0 00平方
	メートル
	ウ 住戸の 117,000円
	床面積の(誘導基準適
	合計が2, 合図書の提出
	000平がある場合は
	カメート27,000円)
	ル以上5,
	000平

	+ , ,
	方メート
	ル未満の
	もの
	エ 住戸の 167,000円
	床面積の (誘導基準適
	合計が5,合図書の提出
	0 0 0 平がある場合は
	方メート48,000円)
	ル以上の
	もの
(3) 建築物エネルギー消費性	
能向上計画を変更しようと	
する建築物が前号に掲げる	
建築物以外の場合にあって	
は、当該建築物に係る変更の	
認定を受けようとする非住	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
宅部分の床面積の合計のア	
からカまでに掲げる区分に	導基準に適合
応じ当該区分に定める額。た	している場合
だし、次号に掲げる建築物に	にあっては 5
関する認定を併せて受けよ	2,000円)
うとする場合は,手数料を免	イ 非住宅 219,000円
除する。	部分の床(誘導基準適
	面積の合合図書の提出
	計が30がある場合は
	0 平方メ16,000円,非
	ートル以住宅建築物の
	上2,00モデル建築物
	0 平方メ誘導基準に適
	ートル未合している場
	満のもの 合にあっては
	87,000円)
	ウ 非住宅 312,000円
	部分の床(誘導基準適
	面積の合合図書の提出
	計が2,0がある場合は
	メートル住宅建築物の
	以上5,0モデル建築物
	00平方誘導基準に適

メートル合している場 未満のも合にあっては の 140,000 円) エ 非住宅 385,000円 部分の床 (誘導基準適 面積の合合図書の提出 計が5,0がある場合は 0 0 平方 76,000 円,非 メートル住宅建築物の 以上10, モデル建築物 000平誘導基準に適 方 メート合している場 ル未満の合にあっては もの 183,000 円) オ 非住宅 455,000円 部分の床 (誘導基準適 面積の合合図書の提出 計が10,がある場合は 0 0 0 平96,000 円, 非 方メート住宅建築物の ル以上2年デル建築物 5,000誘導基準に適 平方メー合している場 トル未満合にあっては のもの 220,000円) カ 非住宅 519,000円 部分の床(誘導基準適 面積の合合図書の提出 計が25, がある場合は 0 0 0 平 119,000円,非 方メート 住宅建築物の ル以上のモデル建築物 もの 誘導基準に適 合している場 合にあっては 259,000 円)

(4) 建築物エネルギー消費性|ア 住戸の| 41,000円 能向上計画を変更しようと する建築物が第1号に掲げ る建築物以外の場合にあっ

床面積の(誘導基準適 合計が3合図書の提出 0 0 平方がある場合は

ては, 当該建築物の住宅部分 メートル6,000円) の床面積の合計(既に当該計 画の認定を受けた部分で変 更しない部分に係るものを | イ 住戸の | 68,000円 含む。)のアからエまでに掲 げる区分に応じ, 当該区分に 定める額を, 当該建築物の非 住宅部分の床面積の合計(既 に当該計画の認定を受けた 部分で変更しない部分に係 るものを含む。)のオからコ までに掲げる区分に応じ当 該区分に定める額を, それぞ れ合算した額

未満のも \mathcal{O}

床面積の(誘導基準適 合計が3合図書の提出 0 0 平方がある場合は メートル12,000円) 以上2,0 0 0 平方

メートル 未満のも \mathcal{O}

住戸の 117,000円 床面積の (誘導基準適 合計が2, 合図書の提出 0 0 0 平がある場合は 方 メ ー ト27,000円)

ル以上5, 0 0 0 平 方メート ル未満の もの

エ 住戸の 167,000円 床面積の (誘導基準適 合計が5,合図書の提出 0 0 0 平がある場合は 方メート48,000円) ル以上の \$ O

オ 非住宅 135,000円 部分の床 (誘導基準適 面積の合合図書の提出 計が30がある場合は 0 平方メ6,000円,モデ ートル未ル建築物誘導 満のもの 基準に適合し ている場合に あっては 52,0 00円)

				にあっては 22
			トル未満のもの	[0,000円)
			コ非住宅	519,000 円
				(誘導基準適
				合図書の提出
				がある場合は
				119,000 円, モ
			方メート	デル建築物誘
			ル以上の	導基準に適合
			もの	している場合
				にあっては 25
				9,000円)
5 法第30条第		(1) 30平方メ	1件につき	7,000 円
2項(法第31		ートル以下の		
条第2項の規定				
		(2) 3 0 平方メ	1 件につき 	13,000円
る場合を含む。)		ートルを超え		
の規定に基づき 建築物エネルギ				
世 楽物エネルマー 一消費性能向上		ートル以下の もの		
計画が建築基準		(3) 1 0 0 平方	1件につき	19,000 円
法第6条第1項				19,000 1
に規定する建築		え200平方		
基準関係規定に				
適合するかどう	又は確認を			
かの審査(次項	受けた計画	(4) 200平方	1 件につき	26,000円
において「基準	を変更して	メートルを超		
適合審査」とい	建築等をす	え 5 0 0 平方		
う。)を受ける				
旨の申出(次項		のもの		
において「当該		(5) 5 0 0 平方		46,000円
申出」という。)		メートルを超		
がなされた場合		,22, 000		
の審査	の合計(床	方メートル以		
	面積の増加 する部分を	1 +3 0 +3	- //L)	45 000 H
	除く。)の	(0) 1, 0 0 0 1	I 件につき 	65,000円
	2分の1に	方メートルを 超え2,000		
	床面積の増	超え2,000 平方メートル		
		十カメートル		1

		以下のもの (7) 2,000平	1 件につき	190,000 円
	積とする。)			100,000 1
		超え10,00		
		0 平方メート		
		ル以下のもの		
		(8) 10,000	1 件につき	310,000円
		平方メートル		
		を超え50,0		
		00平方メー		
		トル以下のも		
		\mathcal{O}		
		(9) 50, 000	1 件につき	600,000円
		平方メートル		
		を超えるもの		
		(1) 1,000平		
		方メートル以		
出に基づき基準		下のもの		第 2 0 条 第 1
適合審査をする				項第2号イ又
際に,建築基準				は第3号イに
法第6条の3の				規定する国土
規定による構造				交通大臣の認
計算適合性判定				定を受けたプ
が必要となると				ログラム(以
きの当該構造計				下この項にお
算適合性判定に				いて「大臣認
係る審査	ては当該既 存建築物の			定プログラ
	部分の床面			ム」という。)
	積を加える			によるものに ついては,
	ものとし,		の建築物と	
	確認を受け		みなし、当該	
	た計画を変		別個とみな	
	更して建築		す建築物1	
	する場合に		件につき。以	
	あっては当		下この項に	
	該計画の変		おいて同	
	更に伴い構		U.)	
	造計算適合	(2) 1,000平		208,000 円
		方メートルを		(大臣認定プ

	要とする部積の合計とする。)	平方メートル	1 件につき	ログラムによ るものについ ては 186,000 円) 324,000円 (大臣認定よ ログラムについ ては 286,000 円)
		(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの		405,000円 (大臣認定プログラムによるものについては 355,000円)
		(5) 50,000 平方メートル を超えるもの		569,000円 (大臣認定プログラムによるものについては 494,000円)
7 法第36条第 1項の規定ネル ギー消費性の 保る 部本 で おする 審査	建ての住は,当該建計のア及	係る建築物が一戸 宅の場合にあって 建築物の床面積の合 びイに掲げる区分 该区分に定める額	の 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	40,000 年提合基条号同基様うし(1000 年間の1000 年第イ号準基。て消費合が5,省1(ロ以準)い費の能書る円第第及)「と適場能円基の場,12びの仕い合合基

	•							ı
					準遃	i合図	書	を
					提出	する	場?	
					を除	< ,	以一	下
					5 0	表に	おし	۱,
					て同	じ。) (2
					あっ	ては	20,	0
					00 円])		
	イ	—— 床	面	積		45, 0	00	<u> </u>
						i費性		
	2		0			i e i e e		
		, し,				i ロ ロ i が あ		
						5,00		
		っの		V		3,00		1
	τ) V)						
						てい		
						あっ		7
	-	/				00円		1
(2) 申請に係る建築物が前号								
に掲げる建築物以外の場合						i費性		
にあっては、当該建築物の住								
宅部分の床面積の合計のア						があ		
からエまでに掲げる区分に	7	₹ —	1	ル	合は	: 11	, 00	0
応じ,当該区分に定める額	#	き満	\mathcal{O}	£	円,	仕様	基	隼
を,当該建築物の非住宅部分	O.)			に適	i 合し	てし	, \
の床面積の合計のオからコ					る場	合に	あっ	0
までに掲げる区分に応じ当					ては	3 9	, 00	0
該区分に定める額を, それぞ					円)			
れ合算した額	イ	住	戸	0)		136,0	00 F	H
	月	三面	積	0)	(消	費性	能	基
	£	計	が	3	準遃	i合図	書(\mathcal{D}
	C	0	平	方	提出	があ	るり	易
	7	₹ —	ト	ル	合は	23	, 00	0
	Ę	上	2,	0	円,	仕様	基達	進
	(i 合し		
	7					合に		
						67		
	0				円)		,	
	ウ		戸	\mathcal{O}		233, 0	00 F	Ч
		,				i費性		
						i e i e		
						があ		
	١	, 0	U	7	ING IT	11 (V)	\ \d	<i>II</i>

方メート合は 53,000ル以上5,円, 仕様基準0 0 0 平に適合してい方メートる場合にあっル未満のては 122,000もの円)

エ 住戸の 334,000円 (消費性能基 (消費性能基 (消費性 (1)

才 非住宅 270,000 円 部分の床(消費性能基 面積の合準適合図書の 計 が 3 0 提出がある場 0 平方メ合は 11,000 ートル 未円, モデル建 満のもの 築物消費性能 基準に適合し ている場合 (消費性能基 準適合図書を 提出する場合 を除く。以下 この表におい て同じ。) に あっては 103, 000円)

カ 非住宅 437,000円 部分の床 前費性能基 面積の合準適合図書の 計が30提出がある場 0平方メ合は31,000 ートル以 上2,00築物消費性能

- 0 平方メ基準に適合し ートル未ている場合に 満のもの あっては 173, 000円)

- コ 非住宅 1,037,000円 部分の床 (消費性能基 面積の合準適合図書の

	計が25,提出がある場
	0 0 0 平合は 238,000
	方メート円、モデル建
	ル以上の築物消費性能
	もの基準に適合し
	ている場合に
	あっては 517,
0 7th b/t ll. 0	7. 依 4
8 建築物のエネ	
ルギー消費性能	確保計画の軽微な変更をしよ。部分の床(モデル建築
の向上に関する	
法律施行規則	
(平成28年国	
土交通省令第5	
号。以下「施行	
規則」という。)	合計のキからシまでに掲げる 工場等 25,000円
第11条の規定	区分に応じ当該区分に定める 部分の床 (モデル建築
による第3条	額を,それぞれ合算した額 面積の合物消費性能基
(第7条第2項	計 が 3 0 準に適合して
において読み替	0 平方メいる場合にあ
えて準用する場	ートル以っては 22,000
合を含む。)の	上2,00円)
軽微な変更(以	0 平 方 メ
下この項におい	ートル未
て「軽微な変更」	満のもの
という。)に該	ウ 工場等 60,000円
当していること	部分の床(モデル建築
を証する書面の	面積の合物消費性能基
交付	計が2,0準に適合して
	00平方いる場合にあ
	メートルっては 56,000
	以上5,0円)
	0 0 平方
	メートル
	未満のも
	(A)
	エ 工場等 89,000円
	部分の床(モデル建築)
	面積の合物消費性能基
	計が5,0 準に適合して

0 0 平方いる場合にあ メートルっては85,000 以上10,円) 0 0 0 平 方メート ル 未 満 の もの オ 工場等 110,000円 部分の床(モデル建築 面積の合物消費性能基 計が10,準に適合して 0 0 0 平いる場合にあ 方メートっては 105,00 ル以上20円) 5, 000 平方メー トル 未満 のもの カ 工場等 136,000円 部分の床(モデル建築 面積の合物消費性能基 計が25,準に適合して 0 0 0 平いる場合にあ 方 メートっては 130,00 ル以上の0円) もの キ 工場等 134,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が300いる場合にあ 平方メーっては 51,000 トル未満円) のもの ク 工場等 217,000円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が 3 0 0 いる場合にあ 平方メーっては86,000

トル以上円) 2,000 平方メー トル未満 のもの ケエ場等 310,000 円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が2,00いる場合にあ 0 平方メっては 139,00 ートル以0円) 上5,00 0 平方メ ートル未 満のもの コ 工場等 381,000 円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が5,00いる場合にあ 0 平方メっては 182,00 ートル以0円) 上10,0 0 0 平方 メートル 未満のも 工場等 451,000 円 以外の部(モデル建築 分の床面物消費性能基 積の合計準に適合して が10,0いる場合にあ 0 0 平方っては 219,00 メートル0円) 以上25, 0 0 0 平 方メート ル 未 満 の もの

シ 工場等514,000円以外の部(モデル建築分の床面物消費性能基積の合計準に適合してが25,0いる場合にありの平方っては256,00メートルの円)以上のもの

備考

- 1 「誘導基準適合図書」とは,次に掲げる書類等をいう。
 - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画(認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画)について技術審査機関(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。以下同じ。)が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
 - (2) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示 基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等 級5(当該建築物が法施行の際現に存する場合にあっては等級4を含む。) に適合していることを示すものに限る。)を交付された場合にあっては, 当該評価書の写し
- 2 「消費性能基準適合図書」とは、当該建築物の建築基準法第7条第5項、 第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し及び次に 掲げる図書等をいう。
 - (1) 法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを 技術審査機関が示す書類
 - (2) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を交付された場合にあっては、当該認定通知書の写し
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条に基づく低炭素認定通知書が交付された場合にあっては、当該認定通知書の写し
 - (4) 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示 基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等 級4又は等級5(当該建築物が法施行の際現に存する場合にあっては等級 3を含む。)に適合していることを示すものに限る。)が交付された場合 にあっては、当該評価書の写し

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適合義務,届出等の規制措置 に関する規定の施行等に伴い,所要の規定の整備をするため,この条例案を提出す る。